

宮代町訓令第16号

宮代町公告式事務取扱規程を次のように定める。

令和8年6月12日

宮代町長 新井康之

宮代町公告式事務取扱規程

(趣旨)

第1条 宮代町公告式条例（昭和30年宮代町条例第1号）及び宮代町公告式規則（令和8年宮代町規則第 号）に基づく公告式の事務取扱いについては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(掲示期間)

第2条 掲示場に掲示する期間は、次のとおりとする。

- (1) 法令又は条例等に公布又は告示の期間の定めのあるもの 所定の期間
- (2) 前号以外のもの 2か月間

(文書の掲示及び撤去)

第3条 各課において、掲示を必要とする文書があるときは、総務課において番号の交付を受け、所要の経路を経てこれを掲示しなければならない。

2 掲示を必要とする文書の掲示場への掲示及び前条に規定する掲示期間後の文書の撤去は、当該文書の担当課において行うこととする。

3 前項の規定は、町の機関において、掲示を要する文書の掲示手続にこれを準用する。

(掲示場の管理)

第4条 掲示場は、総務課において管理する。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。